

次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について

次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について

1 計画の位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を統合し、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

2 現行プランの基本的な考え方

現行プランは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、「共生社会を実感できる地域社会づくり」「生きがいを実感できる地域社会づくり」「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた取組を進めるとともに、特に取組の充実・強化が必要と考えられる項目として①権利の擁護、②障がい者雇用、③障がい者スポーツ、④地域生活への移行と地域生活の支援、⑤途切れのない相談支援、⑥災害時の対応、の6項目を重点取組として位置づけています。

3 国の障がい者施策の主な動き

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から新たなサービス（自立生活援助、就労定着支援）が創設されるとともに、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することが規定されました。（障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成可能。）

4 次期プランについて

現行プランは平成29年度で終期を迎えることから、現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、平成30年3月を目処に策定が予定されている国の「障害者基本計画（第4次）」および平成29年3月に告示予定の国の基本指針（第5期）に即して、平成29年度中に次期プランを策定します。

（1）障害者施策推進協議会における審議

次期プランの中間案及び最終案については、障害者基本法に基づく附属機関である三重県障害者施策推進協議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会で審議いただきます。

(2) 市町との障害福祉計画策定にかかる協議

障害者総合支援法において、「都道府県の障害福祉計画は、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から定める」とされていることなどから、県内市町と協議のうえ、障害福祉計画を策定する必要があります。

このため、市町職員を対象とした研修や協議を通じて、県内市町との合意形成を図り、プランの策定を行います。

5 今後のスケジュール（案）

平成29年	3月	第5期障害福祉計画に係る基本指針告示（厚労省）
	5月～	市町障害福祉計画策定研修
	10月	三重県障害者自立支援協議会で中間案を審議
	11月	三重県障害者施策推進協議会で中間案を審議
	12月	健康福祉病院常任委員会に中間案を報告
平成30年	1月～	パブリックコメントの実施
	2月	三重県障害者自立支援協議会で最終案を審議 三重県障害者施策推進協議会で最終案を審議
	3月	健康福祉病院常任委員会に最終案を報告
	3月末	次期プランの策定

6 参考資料

(1) 現行「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の概要（P3～）

平成27年度から平成29年度を計画期間とする、現行プランの概要。

(2) 改正障害者総合支援法について（P8～）

平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に向けたスケジュール（予定）および改正の概要。

(3) 第3次障害者基本計画について（P10～）

平成25年度から平成29年度を計画期間とする、国の第3次障害者基本計画の概要。

※平成30年3月を目処に次期計画策定予定

(4) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について（P13～）

平成30年度から平成32年度を計画期間とする、第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の概要。

※パブリックコメントを経て今年度中の告示を予定

みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～平成29年度)の概要

第1編 計画策定の基本的方向(P1～P47)

第1章 計画の策定にあたって(P1～P8)

1 計画策定の背景と趣旨

現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、改訂

2 計画の基本的事項

(1)計画の位置づけ

- ・障害者基本法第11条第2項の「都道府県障害者計画」
- ・障害者総合支援法第89条第1項の「都道府県障害福祉計画」

(2)他の計画との関係

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」「三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画」など関連する他の計画と整合

(3)計画の期間

平成27年度から平成29年度まで

3 現行プランによる取組成果

【主な取組(重点的取組)】

(1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援

社会的事業所の創設支援、ステップアップカフェの設置、「障害者雇用率改善プラン」の発表、農福連携による就労支援、キャリア教育マネージャー等による職場開拓、共同受注窓口の受注実績の向上、県から障害者就労施設等への調達拡大など

(2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

障がい者スポーツ競技団体の結成支援、県全域で活動するスポーツ組織に対する活動支援など

(3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化

専門性の高い相談事業の実施、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備に着手など

(4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

障がい者入所施設の耐震化の促進、福祉避難所確保に向けた働きかけ、避難行動要支援者名簿の早期作成に向けた助言など

【残された課題(重点的取組)】

(1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援

法定雇用率(2.0%)の早期達成、社会的事業所や農林水産業など多様な就労先の確保、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の推進、福祉的就労における工賃向上など

(2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

上級障がい者スポーツ指導員の養成など全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、パラリンピック選手のキャンプ地誘致など

(3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化

専門性の高い相談事業における地域支援機能の強化、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等による子ども発達支援体制の強化など

(4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

福祉避難所のさらなる確保、避難行動要支援者名簿等の作成促進、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備など

第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況(P9～P40)

1 障がい者の状況

- (1)身体障害者手帳所持者数 74,181人(平成26年4月1日)
- (2)療育手帳所持者数 12,248人(平成26年4月1日)
- (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数 10,000人(平成26年3月31日)
- (4)重症心身障がい児・者数 764人(平成26年4月1日)
- (5)遷延性意識障がい者数 1,180人(平成25年12月)

2 障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査結果(概要)

- 障がい者本人の意向
- ①施設入所者 「今いる施設での生活が良い」 49.2%
「違うところでの生活が良い」 34.1%
 - ②精神科病院入院者 「病院での生活が良い」 23.3%
「病院以外での生活が良い」 62.1%

3 障がい者を取り巻く環境変化

- (1)国際的な動向
障害者権利条約の批准(平成26年1月20日)、効力の発生(平成26年2月19日)
- (2)国内の動向
①障害者差別解消法の制定、②障害者虐待防止法の施行、③障害者優先調達推進法の施行、④アルコール健康障害対策基本法の施行 など

第3章 計画の基本的な考え方(P41～P47)

1 基本理念 「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

2 障がい者施策の基本原則

障害者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、障がい者施策を推進するにあたって、5項目の基本原則を設定。

(1)障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

施策の策定や推進にあたっては、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう必要な支援を行います。

(2)障がい者本位の途切れのない支援

ライフステージに応じた途切れのない支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育、就労等関係機関の連携による支援を行います。

(3)障がいの状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情等に応じた個々の障がい者の支援の必要性をふまえた支援を行います。

(4)社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去を進め、障がい者の実質的な社会への参加を支援します。

(5)総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施するとともに、医療、子ども・子育て、教育等の関係する施策と整合性を図り、総合的な施策展開を図ります。

第2編 重点的取組(P48~P71)

障害者差別解消法の施行に向けた課題などの「権利の擁護」や、地域社会における生活支援などの「地域生活への移行と地域生活の支援」に関する新たな課題および、現行プランでの4項目の重点的取組における残された課題に対応するため、6項目の重点的取組を設定

第1章 権利の擁護に関する取組

(P48~P51)

取組方向1 障がい者を理由とする差別の解消

- ・職員対応要領の策定
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ・事業者が行う合理的配慮への支援 など

取組方向2 障がい者虐待の防止

- ・研修等による障がい者虐待の未然防止
- ・虐待発生後の、事業所への継続的な確認等適切な対応
- ・専門家チームの活用による専門性の強化 など

第2章 障がい者雇用に関する取組

(P52~P56)

取組方向1 就労に向けた支援

- ・職業訓練、特別支援学校における提案型の職場開拓等による就労に向けた支援 など

取組方向2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

- ・共同受注窓口や、県における優先調達の拡大等による工賃向上
- ・障害者就業・生活支援センターを中心とした、関係事業所間のネットワークの強化 など

取組方向3 雇用の場の拡大

- ・ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進、障がい者の一般就労に向けた支援
- ・社会的事業所の設置促進や、農林水産業における就労等新たな障がい者雇用の場の開拓 など

第3章 障がい者スポーツに関する取組

(P57~P59)

取組方向1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

- ・全国障害者スポーツ大会三重大会の開催に向け、会場の選定、準備委員会の設置、基本方針の策定などの準備
- ・障がい者スポーツ指導員や審判員などの養成
- ・国内外の大会で活躍できる選手の育成 など

取組方向2 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・東京オリンピック・パラリンピック選手のキャンプ地誘致などによる参加意欲の向上
- ・三重県障がい者スポーツ大会の開催など障がい者スポーツへの参加機会の充実 など

第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

(P60~P64)

取組方向1 地域生活への移行

- ・サービス等利用計画に基づく支援や自立生活体験室による福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・ピアサポーターの活用や入院時における障害福祉サービスの利用等による精神障がい者の地域生活への移行 など

取組方向2 地域生活の支援

- ・障害福祉サービスの基盤整備の促進等による地域生活支援体制の強化
- ・強度行動障害支援者養成研修の実施等による発達障がい・行動障がいのある障がい者への支援体制の強化
- ・医療、介護、保育、教育等支援機関の連携強化等による医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制の強化 など

取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

- ・サービス等利用計画の質の向上や(自立支援)協議会の活性化等による関係機関の機能強化 など

第5章 途切れのない相談支援に関する取組

(P65~P69)

取組方向1 相談支援体制の整備

- ・基幹相談支援センターや、市町の発達総合支援室の設置促進等による市町の相談支援体制への支援
- ・専門的な相談支援事業における、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化
- ・パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制整備の支援
- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づく人材育成 など

取組方向2 途切れのない支援

- ・地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化
- ・発達障がい者地域支援マネージャーの配置による、適切な支援につなげる体制整備
- ・関係機関の連携による、障害児入所施設利用者への、退所後の地域生活を見据えた支援
- ・三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備 など

第6章 災害時の対応に関する取組

(P70~P71)

取組方向 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

- ・市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の作成促進
- ・福祉避難所の確保
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の設置
- ・三重県聴覚障害者支援センターと市町との協定締結の促進
- ・医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応に関する検討 など

第3編 分野別施策 (P72~P105)

第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり (P72~P81)

1 障がいに対する理解の促進

・啓発・広報の推進、福祉教育の推進、ボランティア活動の促進

2 社会参加の環境づくり

・障がいの状態に応じた活動支援、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり、情報・コミュニケーションの支援、選挙等における配慮

3 権利の擁護

・障がいを理由とする差別の解消、虐待防止に対する取組の強化、権利擁護のための体制の充実

第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり (P82~P90)

1 特別支援教育の充実

・指導内容・相談支援体制の充実、専門性の向上、特別支援教育充実のための教育環境整備

2 就労の促進

・ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進、優先調達の推進など福祉的就労への支援、社会的事業所の拡充や農林水産業における就労など多様な就労機会の確保

3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

・全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備など障がい者スポーツの環境整備、障がい者芸術文化祭の開催など文化活動への参加機会の充実、バリアフリー観光の推進

第3章 安心を実感できる地域社会づくり (P91~P105)

1 地域社会の支援

・地域生活への移行に向けた支援、地域生活の支援、福祉人材の育成・確保、福祉用具の活用の推進、経済的な支援

2 相談支援体制の整備

・相談支援体制の充実、相談支援の質の向上、相談支援従事者等の人材育成

3 保健・医療体制等の充実

・障がいの早期発見と対応、アルコール健康障がい対策など医療・リハビリテーションの充実、三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備など発達支援・療育の充実

4 防災・防犯対策の推進

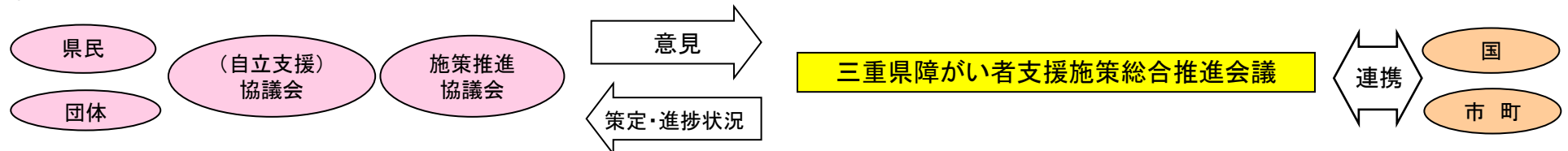
・防災対策の推進、防犯対策の推進

第4編 障害福祉計画 (P106~P178)

【別紙のとおり】

第5編 計画の推進 (P179~P181)

計画におけるPDCAサイクル



第4編 障害福祉計画 (P106~P178)

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する市町の障害福祉計画の達成に資するため、国の基本指針に即して、策定。
策定過程において、市町障害福祉計画研修会等により、障がい福祉施策に係る基本理念の共有や障害保健福祉圏域ごとの協議、検討を行い、策定。

第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定 (P106~P118)

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標

障がい者のニーズや、障害福祉サービスによる支援の見込をふまえ、県内市町が設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
地域生活移行者数	184人 (平成25年度末時点施設入所者数の10.9%)
施設入所者数減少見込	72人 (平成25年度末時点施設入所者数の4.3%)

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

成果目標

入院中心から地域生活中心への精神保健福祉の基本的方針や、上位5都道府県の平均値などをふまえ、設定

項目	目標値 (平成29年度)
入院後3か月時点の退院率	64%
入院後1年時点の退院率	91%
長期在院者数の減少率	18%

3 地域生活支援拠点等の整備

成果目標

障害保健福祉圏域ごとに、市町において検討し、設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
地域生活支援拠点等の整備数	15か所

4 福祉施設から一般就労への移行

成果目標

障がい者のニーズ、地域の現状、就労系障害福祉サービスの見込みなどふまえ、県内市町が設定した目標値の合計として、設定

項目	目標値 (平成29年度)
一般就労移行者数	191人
就労移行支援事業の利用者数	313人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	65.6%

第2章 障がい者支援のための体制整備 (P119~P140)

現在の利用者数、障がい者のニーズ、成果目標の達成のために必要となるサービス量、今後のサービス利用者の伸び、県内市町が設定した数値等を考慮し、設定

1 障害福祉サービスの体制整備

活動指標

訪問系サービス

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
訪問系サービス	45,391時間 2,118人	59,694時間 2,586人

居住系サービス

項目	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)	項目	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
共同生活援助	1,218人	1,535人	施設入所支援	1,680人	1,618人

1 障害福祉サービスの体制整備

活動指標

日中活動系サービス

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)	種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)	種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
生活介護	77,829人日分 3,844人	85,003人日分 4,328人	就労移行支援	2,963人日分 164人	5,966人日分 313人	療養介護	196人	209人
自立訓練 (機能訓練)	515人日分 29人	1,105人日分 55人	就労継続支援 (A型)	20,607人日分 1,036人	24,632人日分 1,243人	短期入所 (福祉型)	4,082人日分 701人	4,993人日分 787人
自立訓練 (生活訓練)	3,296人日分 163人	4,475人日分 222人	就労継続支援 (B型)	53,243人日分 2,878人	61,166人日分 3,321人	短期入所 (医療型)		376人日分 71人

2 相談支援の体制整備

活動指標

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
計画相談 支援	1,021人	2,441人
地域移行 支援	8人	77人
地域定着 支援	11人	69人

3 障がい児支援のための体制整備

活動指標

種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)	種類	サービス量実績 (平成26年10月)	サービス見込量 (平成29年度)
児童発達支援	3,910人日分 734人	5,733人日分 941人	保育所等訪問 支援	32人日分 19人	96人日分 40人
医療型児童発 達支援		84人日分 8人	福祉型児童入 所支援	123人	123人
放課後等デイ サービス	9,382人日分 1,090人	13,680人日分 1,670人	医療型児童入 所支援	87人	78人
			障害児相談支 援	220人	542人

4 地域生活支援事業の実施

①専門性の高い相談支援事業、②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業など、専門的、広域的な対応が必要な事業の実施内容等を記載

第3章 障害保健福祉圏域別計画(P141~P178)

県内の障害保健福祉圏域(9圏域)ごとに、成果目標および活動指標を記載するとともに、障害保健福祉圏域における成果目標等の達成に向けた課題と取組を記載

(1)改正障害者総合支援法の施行について

～今後のスケジュール(予定)～

時期	内容
平成29年2月	基本指針(厚生労働省告示)の改正案のパブコメ
平成29年3月目途	基本指針(厚生労働省告示)の改正
平成29年春頃～	<ul style="list-style-type: none">・各地方自治体において第5期障害福祉計画の策定作業・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論 ※報酬改定については別の検討会で議論
～平成29年夏頃	改正法に関する関係政省令の改正(平成30年4月施行) <ul style="list-style-type: none">・新しく創設するサービス(自立生活援助、就労定着支援等)に係る支援の対象者、内容、期間・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額・情報公表制度関係(公表する情報など) 等
～平成30年3月目途	報酬改定に関する関係省令等の改正(サービスの報酬額、サービス事業者の指定要件関係)
平成30年4月	改正法の施行

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要（特徴）

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定
※それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が，障害の有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり，**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野

(2) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る国の基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で御議論いただいた。
- 基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、今年度内を目処に行う予定である。
- 各自治体は、平成29年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する。
- なお、第5期計画に係る基本指針における主な改正点としては、
 - ・ 各成果目標について、障害者の高齢化・重度化の状況を踏まえた目標値の見直しや、新たなサービスである就労定着支援の目標設定、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の設定・変更
 - ・ 児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画を定めるものとされたことを踏まえ、障害児支援の提供体制の整備について、項目を設定
 - ・ ニッポン一億総活躍プランを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた基本理念を記述すること
 - ・ 発達障害者支援法の改正に伴う内容の充実等を予定している。
- 詳細な内容については、第83回社会保障審議会（障害者部会）の資料（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>）をご参照頂きたい。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
- ・ 難病患者への一層の周知

①施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

- 平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成27年度末時点で3.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、平成32年度末までに8.4%となる見込み。

成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

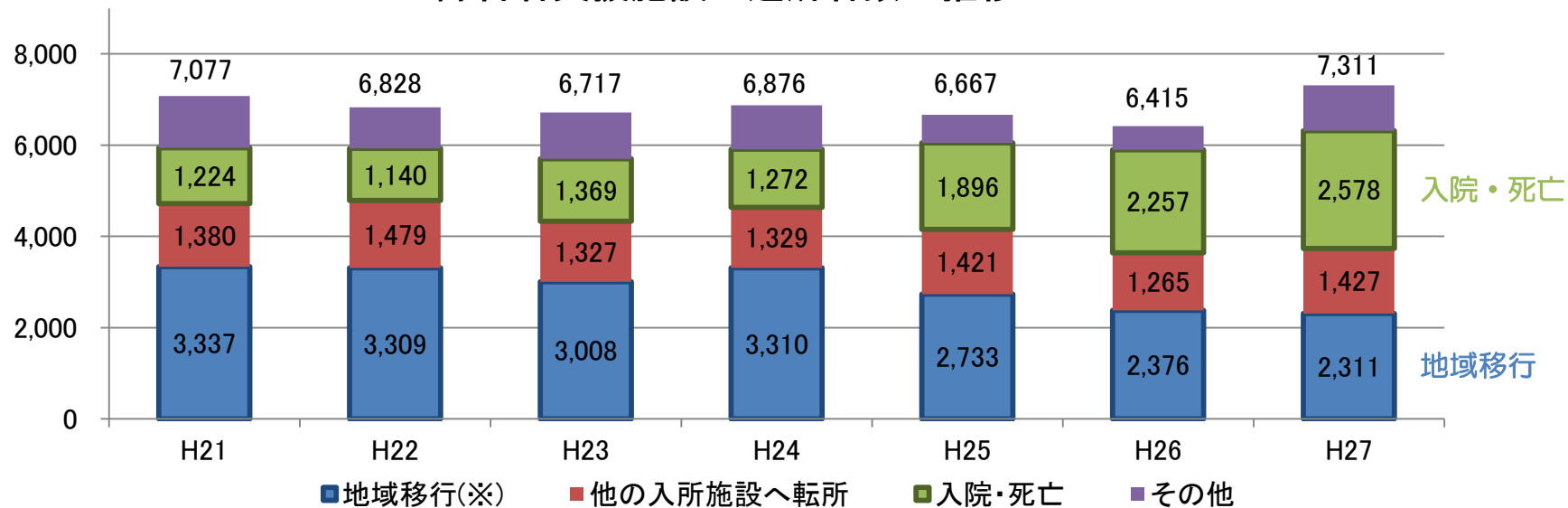
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

①施設入所者の退所数の推移について(参考データ)

- 障害者支援施設からの退所者数は、年間7,000人前後で推移。
- 退所理由として、「入院・死亡」が増加する一方で、「施設からの地域移行(就職、家庭復帰、自宅・GH・CHへの住み替え)」は減少傾向にある。

障害者支援施設の退所者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	7077	6828	6717	6876	6667	6415	7311
就職	541	393	418	642	500	438	404
家庭復帰	1511	1448	1201	1153	1243	1016	966
他の社会福祉施設等へ転所	2665	2947	2716	2844	2411	2187	2368
うち自宅・GH・CH	1285	1468	1389	1515	990	922	941
入院	400	353	408	394	607	775	880
死亡	824	787	961	878	1289	1482	1698
その他	1136	900	1013	965	617	517	995

(※)「地域移行」・・・「就職」「家庭復帰」「他の社会福祉施設等への転所のうち、自宅・GH・CHへの入所者」の計
(出典)社会福祉施設等調査(公表前年10月1日～公表年9月30日)

①施設入所者数の削減に関する目標について

第83回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

施設入所者数の削減に関する現状について

- 平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成27年度末時点で0.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は平成32年度末までに1.2%となる見込み。

成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。
- このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。
- 一方で、重度化に対応したグループホームの新たなタイプの創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。

(出典： 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

基本的な考え方

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、新たな基本指針に政策理念として掲げてはどうか。

主なポイント

- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。
- ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、2020年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。



②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標の設定を次のとおり行うこととしてはどうか。

成果目標(案)

①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- 精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。
- ※この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することが望ましい。

②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。

③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。なお、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成26年と比べて3.9万人から2.8万人減少になる見込みである。
- ※計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)

- それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを成果目標(※)として設定する。
- ※レセプト情報等データベースより算出した平成27年度の推計値に基づき、上位10%の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。
- 計画の実行管理にあたっては、レセプト情報等データベースを活用する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

活動指標について

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を障害福祉計画に明確に記載する。

※ 計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の調査項目の改良及び集計の迅速化を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

医療計画との連携について

- 医療計画における基準病床数の見直しについて
基本指針における目標の達成状況を踏まえつつ、医療計画の次期見直し(平成30年度からの実施分)において、基準病床数(の算定式)の見直しを行うことができるよう、現在の指針にある医療計画における基準病床数の見直しに係る記載を残すこととする。

※現行指針の抜粋

「・・・またこれと併せ、医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。」

- 医療計画との関係について
入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であり、特に医療計画との関係に留意する旨を記載する。

②精神病床の1年以上入院患者数について(参考データ)

第83回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの進捗状況を評価する観点
⇒国が提示する推計式を用いて、各都道府県において、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標を設定

➤ 平成26年

平成26年	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要
	5.7万人	4.6万人	18.5万人	10.6万人	7.8万人	28.9万人

▲ 3.9~2.8万人

➤ 平成32年度末(第5期障害福祉計画の最終年度)における全国の目標値

平成32年度末	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	4.9万人	14.6万人	9.2万人	5.4万人	25.3万人	4.6万人	2.5万人	2.0万人
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
最小	5.8万人	4.9万人	15.7万人	9.8万人	5.8万人	26.3万人	3.5万人	1.9万人	1.6万人

➤ 平成37年(2025年)における全国の目標値

※障害福祉計画等に基づき地域の基盤整備を実施。

平成37年(2025年)	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
最大	5.8万人	5.0万人	9.7万人	6.5万人	3.2万人	20.6万人	9.8万人	5.5万人	4.3万人
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
最小	5.8万人	5.0万人	11.6万人	7.6万人	4.0万人	22.5万人	7.9万人	4.4万人	3.5万人

※四捨五入で端数処理しているため、合計値は一致しない場合がある。

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
 - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

【成果目標(案)】 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

④就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,176人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標(案)



- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標(案)】

平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

④就労移行支援の利用者数に関する目標について

第83回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標(案)】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の**2割以上増加**することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

④就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

第83回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標(案)】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の**5割以上**とすることを目指す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県 障害福祉計画	—	—	50.2%	—

④就労定着支援による職場定着率に関する目標について

就労定着支援の創設について

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられる。そこで、今般の障害者総合支援法の改正により、障害者就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援が創設されたところ。

成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率に関する成果目標を設定することとしてはどうか。また、障害者就業・生活支援センターを利用して就職した者の就職後1年経過時点の職場定着率を参考に、以下の数値目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

(参考)障害者就業・生活支援センター 就職者の職場定着率

	6か月後定着率	1年後定着率
平成26年度	83.9%	75.5%
平成27年度	84.4%	76.5%

(注1)障害者就業・生活支援センターの支援対象者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者

(注2)就労定着支援の支援対象者は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を想定

⑤障害児支援の提供体制の整備等について

第83回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

基本的な考え方

- 先の通常国会において成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられることとなった(従来は努力義務)。また、障害児福祉計画に係る基本指針は、障害福祉計画に係る基本指針と一体のものとして策定することができることとされている。
- このため、次期基本指針に、基本的理念として障害児の健やかな育成のための発達支援に係る記載を盛り込むとともに、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方や、成果目標その他障害児福祉計画の作成に関する事項に係る記載を盛り込むこととしてはどうか。

主なポイント

- ① 現行の基本指針に、障害児福祉計画に係る基本的理念や、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方、障害児福祉計画の作成に関する事項に係る記載を盛り込む。
- ② 以下のような成果目標を設定することを基本とする。
 - (一) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、
 - ・ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること
 - ・ 平成32年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
 - (二) 医療的ニーズへの対応を目指し、
 - ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること
 - ・ 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること

⑤障害児支援の提供体制の整備等について

障害児通所支援の現状について

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。
- しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
- また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
 - 圏域ごとの事業所指定状況

・ 児童発達支援(児童発達支援センターを含む)	97.4%	
・ 放課後等デイサービス	96.9%	
・ 保育所等訪問支援	72.6%	
・ 障害児相談支援	100%	[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]
 - 圏域ごとの事業所の配置状況
 - ・ 児童発達支援センター 65%(保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%)

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、以下のように成果目標を設定してはどうか。
 - ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、**平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。**なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
 - ・ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、**平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。**

⑤障害児支援の提供体制の整備等について

医療的ニーズへの対応状況について

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。
 - 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合
 - ・ 児童発達支援 248カ所(事業所全体の6.3%)
 - ・ 放課後等デイサービス 354カ所(事業所全体の4.1%)
 [平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]
 - 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

 - ・ 関係機関の協議の場を設置している自治体・・・大阪府、三重県など

成果目標等(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、以下のように成果目標を設定してはどうか。
 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、**平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。**なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
 - 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
 - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、**平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。**なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 上記に加え、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進を基本指針に位置づけることとしてはどうか。
 - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置(市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)促進を図る。

基本指針案の全体像

※赤字下線は、新規又は変更箇所

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制並びに障害児通所支援等の確保に関する基本的事項

第一の一 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

第二の二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6か月時点、1年時点）

第二の三 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

第二の四 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率

第二の五 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

第三の一 作成に関する基本的事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画等作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

第三の四 その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

第三の二 市町村障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の三 都道府県障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策
- ・障害者支援施設等の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

第四の一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・虐待の防止
- ・差別の解消
- ・利用者の安全確保、研修等の充実